

東京都における建築行政手続に係る手数料等の納付に係る 指定納付受託者及び収納代行事業会社の募集要領

東京都（以下「甲」という。）は、建築行政手続に係る手数料等について、オンライン上でのキャッシュレス決済を導入するに当たり、本業務を実施する事業者（以下「乙」という。）を以下の要領で募集します。

1 募集の目的

甲は、効率的で利便性の高い行政サービスを提供するため、建築行政手続について電子申請や電子閲覧等が可能となる建築確認等電子申請システム及び建築計画概要書・台帳記載事項証明電子化システム（以下「建築確認等システム」という。）を構築中です。

建築確認等システムの構築に当たっては、利用者が電子申請、証明書発行等を行った場合に、その手数料等をオンライン上でキャッシュレスの方法により決済できる環境を構築する必要があります。このことから、今般、甲の建築確認等システムと連携して手数料等をキャッシュレスで収納できる事業者を募集します。

2 業務の概要

甲と乙が「指定納付受託者及び収納代行事業会社による建築行政手続の手数料等の納付に関する協定書」を締結することにより、乙は、甲の建築確認等システムにおいてオンライン上で発生した手数料等について、指定納付受託者（地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者という。以下同じ。）として行う業務及びペイジーによる公金収納（ペイジー決済に係る代理受領等に関する協定を締結したもの）を収納代行事業会社として行う業務を実施します。

なお、複数の主体が納付事務に関わる場合においては、当該決済手続において歳入等を納付しようとする者から納付の委託を直接受けることになる者を指定納付受託者として指定します。

詳細については、別添の仕様書を御確認ください。

3 履行場所

- (1) 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 3 階中央
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課
- (2) 乙の本拠地（ただし、あらかじめ甲の許可を得た場合は、この限りではない。）

4 協定期間

協定締結の日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日の支払手続完了分に係る立替払金の払込完了日まで

5 協定金額

- (1) 初期導入費用

乙が別紙1「初期導入費用及び運用費用の算定調書」(以下「別紙1」という。)により応募時に提出した金額とします。ただし、甲の事情により口座数などの前提条件が変更された場合は、甲と乙の間で別途協議の上で金額を変更します。

(2) 運用費用

1か月当たりの固定費用は、乙が別紙1により応募時に提出した月額固定費用(共通)、月額固定費用(クレジット)及び月額固定費用(ペイジー)の合計額とします。

また、1か月当たりの従量費用(クレジット)は、乙が別紙1により応募時に提出した手数料率(クレジット)に1か月のクレジット収納取扱金額の実績を乗じた金額と乙が別紙1により応募時に提出した1件当たりトランザクション処理料(クレジット)及び1件当たり売上処理料(クレジット)に1か月のクレジット収納件数の実績を乗じた金額の合計額とします。

さらに、1か月当たりの従量費用(ペイジー)は、乙が別紙1により応募時に提出した手数料率(ペイジー)に1か月のペイジー収納取扱金額の実績を乗じた金額と乙が別紙1により応募時に提出した1件当たり売上処理料(ペイジー)に1か月のペイジー収納件数の実績を乗じた金額の合計額とします。

なお、ペイジー手数料において、1件当たり最低手数料金額を設定した場合は、最低手数料金額の適用を受けるものについては、ペイジー収納取扱実績金額から除き、その1か月の発生件数に最低手数料金額を乗じて上述の1か月当たりの従量費用(ペイジー)に加算するものとします。

6 支払方法

毎月の履行確認後、乙の請求に基づき支払います。ただし、運用費用については、甲乙の協議により、乙は立替払金又は収納金から運用費用を差し引いた金額を都の指定する口座へ入金し、甲は立替払金又は収納金との相殺で運用費用を支払うことができます。

7 応募方法

本業務に参加を希望する事業者は、以下の手順で応募手続きを行ってください。

(1) 応募参加希望表明及び必要書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 応募参加希望表明書(別紙2)
- (イ) 貸借対照表及び損益計算書(直近2事業年度分)
- (ウ) 行政機関の手数料等若しくは公共料金等に関するキャッシュレス収納の契約又は協定締結の実績が確認できる書類(該当がある場合のみ)
- (エ) 事業者のコンプライアンス体制が確認できる書類(コンプライアンス組織図、コンプライアンスのための対応方針等)
- (オ) 電子決済等代行業者としての登録を行っていることが確認できる書類
- (カ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (キ) 印鑑証明書

イ 提出方法

「10 書類の提出先及び連絡先」に郵送で提出してください。到達を確認するため、郵送後に電話連絡をお願いします。

ウ 提出期限

令和5年6月27日（火曜日）午後5時（必着）

甲は、応募参加希望表明書を受け付けた後、收受日付印を付した応募参加希望表明書の写しを電子メールにて返送します。当該返送をもって、受付の証とします。返送メールが令和5年6月28日（水曜日）までに届かない場合は、「10 書類の提出先及び連絡先」に連絡してください。

(2) 質問

質問は、応募参加希望表明者に限り、受け付けます。質問内容を記載したメールを、「10 書類の提出先及び連絡先」のメールアドレスに件名を付して送信してください。

なお、件名は、「指定納付受託者及び収納代行事業会社（質問） 法人名●●●」としてください。

質問への回答は、応募参加希望表明書を提出した事業者全員に、全質問事項とその回答を電子メールで送信します。

また、質問内容が重複しているものについては、甲で整理の上、回答しますので、回答の受領後は受領した旨を電子メールにより返信してください。

質問受付期間：令和5年6月28日（水曜日）から同年7月4日（火曜日）午後5時まで（必着）

回 答 日：令和5年7月10日（月曜日）

(3) 応募

上記(1)で提出された書類を基に、甲により一定の財産的基礎等を有することを確認した事業者は、別紙1に記載の上、甲が指定する日時に「10 書類の提出先及び連絡先」に直接提出してください。

なお、提出の時間・場所等の詳細は、別途連絡します。

8 協定締結

(1) 協定締結候補事業者の選定

応募者が別紙1に記載した初期導入費用及び運用費用の合計額を比較し、最も低い金額を記載した事業者を協定締結候補事業者として選定します。

なお、応募者がペイジー手数料について1件当たり最低手数料金額を設定する場合は、設定された最低手数料金額の適用を受ける年間想定手数料金額を別途算定するとともに、初期導入費用及び運用費用の合計額を補正し、補正後の金額を協定締結候補

事業者の際に比較対象とする金額として採用します。ただし、初期導入費用及び運用費用の合計額のうち最も低い金額が、甲の予定する金額の上限を超過する場合、甲は協定締結候補事業者を選定しないことがあります。

(2) 指定納付受託者及び収納代行業事会社の要件の確認

協定締結候補事業者は、甲により下記ア及びイに定める指定納付受託者及び収納代行業事会社の要件を満たすことの確認を受けます。

ア 業務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

イ その人的構成等に照らして、業務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

上記要件を満たすことが確認された後、協定締結候補事業者は甲と詳細の調整を経た上で協定締結の手続を行います。

なお、協定締結候補事業者の選定後、当該事業者が業務を実施できないことが判明した場合など、最も低い金額で応募した事業者と協定締結に至らなかった場合は、2番目に低い金額で応募した事業者と調整を行います。2番目に低い金額で応募した事業者と協定締結に至らなかった場合は、3番目に低い金額で応募した事業者と調整を行います。

9 注意事項

- (1) 提出書類は一切返却しません。
また、提出書類は、甲の定める保存期間終了後、適切に廃棄処分します。
- (2) 応募に係る費用は応募者による負担とし、甲はいかなる費用も負担しません。
- (3) 電子データの提出書類は、Microsoft Office で閲覧が可能な形式としてください。
- (4) 本件の公募手続、甲との協議及び提出物に使用する言語は日本語に限ります。
- (5) その他疑義が生じた場合は、甲と協議するものとします。

10 書類の提出先及び連絡先

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎3階中央
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 電子申請化推進担当
電話番号：03-5388-3382
メールアドレス：S0000166@section.metro.tokyo.jp

初期導入費用及び運用費用の合計額の算定調書

初期導入費用	円
月額固定費用（共通）	円
月額固定費用（クレジット）	円
手数料率（クレジット）	%
1件当たりトランザクション処理料（クレジット）	円
1件当たり売上処理料（クレジット）	円
月額固定費用（ペイジー）	円
手数料率（ペイジー）	%
1件当たり売上処理料（ペイジー）	円
ペイジー手数料1件当たり最低手数料金額	円

（補足説明）

- 1 上記の前提となる甲の口座数は3口座とします。また、都市整備局市街地建築部建築指導課、住宅政策本部民間住宅部計画課、多摩建築指導事務所建築指導第一課、同第二課及び同第三課にそれぞれ収納した手数料等の実績及び乙に支払う運用費用の明細を作成し、報告することとします。
- 2 ペイジー手数料について、1件当たり最低手数料金額を設定する場合は、上記に記載してください。（該当ない場合は空欄としてください。）
- 3 金額はいずれも税込みとします。
- 4 その他の前提条件の詳細は、別添の仕様書によることとします。

初期導入費用及び運用費用の合計額（税込）	円
----------------------	---

（計算方法）

初期導入費用及び運用費用の合計額＝初期導入費用＋{月額固定費用（共通）＋月額固定費用（クレジット）＋月額固定費用（ペイジー）}×12か月＋手数料率（クレジット）×27,600,000円（クレジット収納年間想定手数料金額）＋{1件当たりトランザクション処理料（クレジット）＋1件当たり売上処理料（クレジット）}×21,600件（クレジット収納年間想定件数）＋手数料率（ペイジー）×19,320,000円（ペイジー収納年間想定手数料金額）＋1件当たり売上処理料（ペイジー）×2,040件（ペイジー収納年間想定件数）

※調書の提出に当たっては封筒に入れ、封をして提出してください。

令和 5 年 6 月 日

東京都知事 殿

応募参加希望表明書

当社は、東京都における建築行政手続に係る手数料等の納付に係る指定納付受託者及び収納代行業者会社の募集に応募参加することを希望します。

なお、本表明後に東京都から提供を受ける資料については、本募集への応募申込みの検討又は応募図書作成の目的にのみ使用し、東京都の承認を得ずに第三者への提供し、又は漏えいしないことを誓約します。

商号又は名称		
所在地		
代表者役職名		
氏名	印	
担当者	所属	
	役職名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
	E-mail	